

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計 画 主 体	更別村

更別村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 更別村産業課
所 在 地 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地
電 話 番 号 0155-52-2115 (直通)
F A X 番 号 0155-52-2812
メールアドレス sangyou@sarabetsu.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、アライグマ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下カラスとする。）、ドバト、キジバト
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	更別村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
ヒグマ	豆類	踏害	0.01ha	89千円
	甜菜	食害・踏害	2.60ha	1,513千円
	馬鈴しょ	踏害	0.20ha	183千円
	小麦	食害・踏害	0.40ha	90千円
	スイートコーン	食害・踏害	0.01ha	10千円
	デントコーン	食害・踏害	0.30ha	50千円
	エゾシカ	豆類	食害・踏害	6.42ha
甜菜		食害	4.36ha	1,988千円
馬鈴しょ		食害・踏害	3.01ha	1,315千円
小麦		食害・踏害	0.90ha	200千円
スイートコーン		食害・踏害	0.14ha	181千円
デントコーン		食害・踏害	0.30ha	28千円
人参		食害・踏害	0.50ha	450千円
牧草		食害	1.00ha	500千円
アライグマ	スイートコーン	食害	0.01ha	11千円
	デントコーン	食害	20t	184千円
ユキウサギ	豆類・甜菜・小麦	食害	数値不明	
キツネ	豆類	食害	0.62ha	167千円
	甜菜	食害	0.62ha	420千円
	馬鈴しょ	食害・踏害	0.71ha	410千円
	小麦	食害・踏害	0.10ha	260千円
	スイートコーン	食害・踏害	0.30ha	30千円
	牧草ロール	嚙害	8t	55千円
カラス	豆類	食害・拔害	0.42ha	270千円
	甜菜	拔害	0.22ha	180千円
	馬鈴しょ	食害	0.51ha	86千円
	スイートコーン	食害	0.30ha	30千円
	牧草ロール	嚙害	8t	55千円

ドバト・キジバト	豆類	食害・踏害	0.30ha	150千円
	スイートコーン	食害	0.30ha	30千円

(2) 被害の傾向

ヒグマ	<p>例年6月から10月にかけての間、日高山脈方面から数頭のヒグマが侵入し、主に甜菜、小麦及びデントコーンに食害の被害を与えている。確認される痕跡も多くなってきており、被害も多大なものとなっている。</p> <p>農村地域の住宅周辺にも出没することが多く、農業被害の防止とともに人に対する安全対策が必要である。</p>
エゾシカ	<p>日高山脈方面に位置する山間部及び村東部から林帯などを移動して出没している。冬期間は他の地域に生息している個体群が移動して出没していると思われるため生息数は不明である。</p> <p>防鹿柵の設置効果も確認されているが、生息数が増加しているため依然として被害が多大なものとなっている。</p> <p>被害は、豆類・甜菜の植え付け・播種後の食害や馬鈴しょなどの踏み荒らしから始まり、収穫期前には小麦・スイートコーン・デントコーンに食害を与える。</p>
アライグマ	<p>平成24年度に、更南地区の農家敷地内に仕掛けた箱わなで初めて捕獲された。</p> <p>令和元年度までは捕獲数は一桁であったが令和2年に11頭、令和3年度に10頭、令和4年度に17頭、令和5年度に15頭と捕獲されており、生息数及び生息エリアの急拡大が懸念される。</p> <p>被害は、スイートコーンやデントコーンを中心に食害を与えている。</p>
ユキウサギ	<p>生息数は不明だが村内全域で出没。被害は、豆類・甜菜・小麦など播種後の農作物の食害から始まり、収穫期前には甜菜に食害を与えている。</p>
キツネ	<p>生息数は不明だが村内全域で出没。牛舎等に侵入し、牛の分娩時に仔牛の舌や爪への噛みつきや分娩直後の母牛が襲われるといった被害が発生している。</p> <p>また、甜菜・馬鈴しょ・スイートコーンの食害のほか、牧草ロールの被覆ビニールが破られるなど、営農活動に支障を来す被害が発生している。</p>
カラス	<p>村内全域に生息しており、広範な被害報告が多く、その数は定かではない。</p> <p>播種期は移植後の甜菜が引き抜かれる、豆類の芽をいたずらする、夏場は被覆したラップサイレージが破られる、通年では母牛の乳房が傷つけられるなどの被害が発生している。</p> <p>子育て期には人間を威嚇し、攻撃してくることもある。</p>
ドバト・キジバト	<p>生息範囲は広範であり、数は不明。</p> <p>通年、牛舎内への侵入による配合飼料の食害、格納庫等への住み着きによる糞害など、実損以外に衛生面的な問題も発生している。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和8年度)	
ヒグマ	3.61ha	1,935千円	2.52ha	1,355千円
エゾシカ	16.63ha	7,409千円	11.64ha	5,186千円
キツネ	2.25ha	1,083千円	1.58ha	758千円
アライグマ	0.01ha	195千円	0.01ha	137千円
カラス	1.45ha	621千円	1.01ha	435千円
ドバト・キジバト	0.60ha	180千円	0.42ha	126千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>[ヒグマ]</p> <p>① 更別村鳥獣被害対策実施隊による銃器（ライフル銃・散弾銃）及び箱わなによる捕獲を実施。</p> <p><購入機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わな 7基購入 (H21・H26・R4・R5道補助) 	ベテランハンターの減少に伴い、後継者の育成が急務。
	<p>[エゾシカ]</p> <p>① 更別村鳥獣被害対策実施隊による銃器（ライフル銃・散弾銃）及びくくりわなによる捕獲を実施。</p> <p>② 効率的な捕獲のため、実施隊による一斉駆除実施。</p> <p>③ わな猟免許取得者に対し、くくりわなを貸し出し。</p> <p><購入機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・くくりわな 52基購入 (H22・23道補助) ・鹿用囲いわな購入 (ステンレスネット50m×2枚) (H21道補助) 	畑に出没し、銃器による捕獲を行った場合、鹿を搬出する際に作物を傷めることから、捕獲が困難なことがある。 出没エリアの変化に伴い、銃器による捕獲が困難な場合がある。
	<p>[キツネ]</p> <p>① 更別村鳥獣被害対策実施隊が行う銃器（散弾銃・空気銃）及び箱わなによる捕獲を実施。</p> <p><購入機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わな 30基購入 (H21・H24・R3道補助) 	牛舎や倉庫に住みつく場合は、銃器による捕獲が困難となる。 大型の個体は警戒心が強く箱わなによる捕獲が困難となる。

<p>[カラス]</p> <p>① 更別村鳥獣被害対策実施隊が行う銃器（散弾銃・空気銃）による捕獲を実施。</p>	<p>カラスは特に夏から秋にかけて群れを成しているが、個体数が多く、銃器のみの捕獲では限界があるため、わな等の導入についても検討が必要である。</p>
<p>[ドバト・キジバト]</p> <p>① 更別村鳥獣被害対策実施隊が行う銃器（散弾銃・空気銃）による捕獲を実施。</p>	<p>ハトは施設内あるいは施設付近に居ついていることが多いため、被害者から依頼があっても捕獲できない場合が多い。</p>
<p>[アライグマ]</p> <p>① 特定外来生物防除実施計画（以下、「防除実施計画」）に基づく防除従事者が行う箱わなによる捕獲を実施。</p> <p><購入機材></p> <p>・箱わな 20基購入（H21・R3道補助）</p>	<p>アライグマの生息数、生息場所については全容把握が困難である。近年、生息域の拡大も懸念されることから生息場所を特定し、捕獲による早期対策が必要である。</p>
<p>[共通]</p> <p>① 平成21年度から、狩猟免許・銃の所持許可取得に要する費用及び用具整備に係る費用への助成を行っている。</p> <p><H27以降 助成実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟銃免許取得者2名 400,000円 ・わな猟免許取得者2名（上記に含む） <p>② 捕獲した鳥獣については、処理施設による処理又は自家処理を行うこととし、やむを得ない場合は、その場に埋設する。</p> <p>なお、焼却処理費用については、更別村鳥獣害防止対策協議会が負担する。</p> <p><購入機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駆除用無線機 10台購入（H21道補助） ・捕獲動物殺処分用処理機材購入（H24道補助） ・遠隔監視システム 4台購入（R2・R4道補助） 	<p>銃猟・わな猟の狩猟免許、及び銃の所持許可取得者の育成が急務である。</p>

	・自動撮影監視カメラ4台購入 (R2・R3道補助)	
防護柵の設置等に関する取組	① 「多面的機能支払交付金」事業により、老朽化していた既存の柵を改修し、地域の団体により管理している。	鹿が侵入する地域で一部、防鹿柵が未整備であるため、柵の効果を十分に発揮させるため、未整備地域の早期整備が必要である。

(5) 今後の取組方針

中期的な方針のもと各団体との連携を密にし、情報の共有化を図り、協力して鳥獣対策に取り組む体制を構築する。

捕獲従事者については、捕獲技術の向上及び後継者の育成を急務として対策を講じ、あわせて捕獲機材についても更新、増強を図り、効果的な捕獲体制の確立を目指すとともに、防鹿柵の設置により被害の未然防止策の強化を図る。

また、普及啓発を通じ自己対策による被害防止を推進していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、更別村鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員）により銃器（散弾銃・ライフル銃・空気銃）及びわなによる捕獲を基本として実施する。

エゾシカに対しては、わな猟免許取得者にくくりわなの貸し出しを行い、圃場の自衛に努めてもらう。

アライグマは防除実施計画に基づく捕獲に加えて、有害鳥獣捕獲従事者による捕獲を実施し、捕獲圧を強化する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6	鳥獣全般	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成、確保を図るため、狩猟免許取得及び銃所持に係る経費の一部を助成する。 ・エゾシカについて、一斉駆除を実施し個体数の調整に努める。 ・未整備地域における防鹿柵の設置。
R 7 R 8	鳥獣全般	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成、確保を図るため、狩猟免許取得及び銃所持に係る経費の一部を助成する。 ・エゾシカについて、一斉駆除を実施し個体数の調整に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績を基本に、捕獲機材等の増強及び捕獲従事者の育成を勘案し計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヒグマ	5	5	5
エゾシカ	170	170	170
アライグマ	30	30	30
キツネ	120	120	120
カラス	40	40	40
ドバト・キジバト	35	35	35

捕獲等の取組内容
<p>捕獲予定場所は村内一円とし、原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く。また、銃器によるヒグマ及びエゾシカの捕獲の場合は状況により当該捕獲区域に加え、帯広市、幕別町、中札内村の承諾を得て同市町村の一部区域までを範囲とする。</p> <p>捕獲の実施予定時期並びに捕獲手段については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ～3月から10月までを期間とし、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。 ・エゾシカ～3月から猟期に入るまでを期間とし、銃器及びくくりわなによる捕獲を実施する。 ・アライグマ～防除実施計画に基づく防除と有害鳥獣捕獲により、箱わなを使用し春期捕獲推進期間を重点とし、通年での捕獲を実施する。 ・キツネ～通年、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。1月から2月にかけて捕獲した個体はエキノコックス症の媒介状況を調査するため、検体として保健所へ提出する。 ・カラス～猟期以外を基本として、被害状況を確認しながら、銃器による捕獲を行う。 ・ドバト、キジバト～キジバトは猟期以外を基本として、ドバトは被害状況を確認しながら、銃器による捕獲を行う。

ライフル銃の捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
更別村	キツネ、カラス、ドハト・キジバト

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 進入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
エゾシカ	防鹿柵 853m (鉄柵柱)		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6 令和7 令和8	鳥獣全般	家畜分娩舎への防鳥ネットの設置、獣類の出没箇所への忌避材散布、ヒグマ・エゾシカ対策のための電気柵普及、農畜産廃棄物や生ゴミなどのヒグマ誘引物の適正管理など、農林水産業者の自己対策を推進するため、指導・広報等を充実していく。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
更別村	更別村鳥獣被害対策実施隊の出動命令並びに実施隊による捕獲活動及び住民への周知
北海道警察釧路方面帯広警察署	有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導

(2) 緊急時の連絡体制

パターン①	
住民等 (通報) ⇒ 更別村	⇒ (出動命令) 更別村鳥獣被害対策実施隊 ⇒ (防災無線) 住民周知 ⇒ (電話連絡) 北海道警察釧路方面帯広警察署
パターン②	
住民等 (通報) ⇒ 北海道警察釧路方面帯広警察署	⇒ (電話連絡) 更別村 ↓ (出動命令) 更別村鳥獣被害対策実施隊 (防災無線) 住民周知

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカについては、原則捕獲従事者による持ち帰っての自家処理、一般廃棄物処理施設へ搬入とし、やむを得ない場合については、適切な方法により埋設処理とする。

ヒグマについては、原則捕獲従事者による持ち帰っての自家処理、やむを得ない場合については、適切な方法により埋設処理とする。

アライグマ・キツネについては、一般廃棄物として適切に処理をすることとし、やむを得ない場合については、適切な方法により埋設処理とする。

鳥類については原則持ち帰って処分することとし、持ち帰りが困難な場合は捕獲現場で埋設を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	更別村鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
更別村	被害防止対策全体の統括、立案 協議会構成団体及び捕獲従事者との連絡調整 被害実態の把握 協議会への財政支援、補助申請事務 被害防止計画の策定 鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請事務 外来生物法に基づく防除申請事務 普及啓発
更別村農業協同組合	営農被害の未然防止に向けた指導等 捕獲従事者育成に係る財政支援 被害農家からの情報収集
南十勝森林組合	森林被害の未然防止に向けた指導等 被害林家からの情報収集
十勝農業改良普及センター本所	被害作物の安定生産に向けた技術指導等
農事組合	農業被害の把握、情報提供
北海道猟友会帯広支部更別部会	捕獲方法立案、捕獲従事 関連情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道十勝総合振興局 保健環境部環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
北海道十勝総合振興局 産業振興部農務課	鳥獣被害防止総合対策事業の指導
北海道十勝総合振興局 産業振興部林務課	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、 指導、助言
北海道警察釧路方面 帯広警察署	交通事故対応、ヒグマ出没時警備等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度より北海道猟友会帯広支部更別部会の会員から村が非常勤特別職として委嘱する更別村鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員）を設置。
令和2年度からわな猟免許所持者及び産業課職員も実施隊に加わることで捕獲体制を強化。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

更別村鳥獣被害防止対策協議会の中に実務者レベルの対策会議を設け、総会で決定した方針に基づき具体的な被害防止策等について協議・検証を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--